

## プール学院大学大学院留学助成金支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院（以下「本学」という）学生の外国留学に関する規程に基づき、本学から外国の大学に留学する学生に支給する留学助成金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給額)

第2条 支給は、当該年度の1学期及び2学期の2期に分けて行う。支給額は本学の各期授業料の範囲内とする。

### (支給期間)

第3条 支給期間は1年以内とする。

### (申請方法)

第4条 助成金を希望する者は、次の書類を学長に提出する。

- (1) 所定の申請書
- (2) 留学又は留学期間延長を希望する理由、及び留学先での学習計画を記した留学計画書、及び成績証明書

### (審査方法)

第5条 助成金に関する審査は、本人の学業成績、人物及び留学計画に基づいて、研究科委員会で行う。なお、本助成金は、本学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用しない。

### (支給基準)

第6条 支給のための学業成績等の基準については、細則を別に定める。

### (支給決定)

第7条 助成金の支給の可否は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

### (返還義務)

第8条 留学先において、学業成績が著しく不振の者、素行不良の者、帰国後本学において修学する意志、又は、成業の見込みがないと認められる者に対しては支給額の全額返還を求める。

### (事 務)

第9条 留学助成金に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て常務理事会の承認により学長が行うものとする。

### 附 則

この規程は、2003（平成15）年4月1日より制定施行

この規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。